

当社でご就業頂いている皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）について

株式会社ライフシールド

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」を行うことを決定いたしました。その中で介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対しては、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって、業務に従事していることに対し、5万円から最大で20万円の慰労金を給付することとしています。

支給に関しては各都道府県自治体を通して行われますが、現在ご就業中の方と対象期間にご就業いただいております現在退職済みの方で申請方法が異なります。

当社では皆様がスムーズに申請できるよう、就業中の方、過去ご就業頂いた方どちらへも申請のサポートをさせていただきます。

以下に制度概要をご説明させていただきますが、ご不明な点がございましたら担当営業または当社各支店へお気軽にお問い合わせくださいませ。

<介護・障害分野の慰労金事業内容について>

- ・対象施設・事業所 : 介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費、総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
- ・対象職員 : 対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員

<給付額>

- ・感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員
 - ・感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合（通所・施設系） : 20万円
 - ・感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合（訪問系） : 20万円
 - ・上記以外の場合 : 5万円
 - ・その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 : 5万円
- (※ 対象期間に10日以上勤務した者であること、複数の事業所で勤務した場合は合算して計算が可能です)
(対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間)

<申請方法>

- ・現在ご就業中の方：介護サービス事業所・施設等に従事している方現在ご就業中の方は勤務先の事業所・施設等に代理受領を依頼（代理受領委任状を提出）します。その後、事業所・施設等よりご本人様宛に振込みがされます。
- ・過去ご就業頂いた方：対象期間にご就業いただいていた事業所・施設等の所在する都道府県宛に個人で申請を行います。その後、各自治体よりご本人様宛に振込みがされます。
(就業施設での在籍証明をいただく必要がございます)

<Q&A集>

厚生労働省 Q&A 集慰労金抜粋版（第2版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652802.pdf>

ご心配・ご不明な点がございましたら、営業担当までお気軽にご連絡をいただきますようお願いいたします。